３級の技能検定の受検資格付与に係る確認書

日付：令和○年○月○日

所属：　○○○○○○○○

実施責任者：　○○　△△

下記講習により、次の者が受検資格を付与できる者であるか否かを確認したことを証します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **氏名** | **所属** | **生年月日** |  **判定結果** ※1 |
|  |  |  | 可 ・ 否 |

※1　講習内容に示した科目の細目を受講した結果、安全に作業ができるか否かの観点から、判定者が総合的に判定。

記

（職種・作業名）

|  |  |
| --- | --- |
| 職種名 | 作業名 |
| 工場板金 | 曲げ板金 |

（講習担当者）※2

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 資格 |
|  |  |
|  |  |

※2　判定者と同一の者の場合、資格欄のみ省略可

（日時・場所）

|  |  |
| --- | --- |
| 日時 | 場所 |
| 令和　　年　　月　　日（　　）　　時～　　時 |  |
| 令和　　年　　月　　日（　　）　　時～　　時 |  |
| 令和　　年　　月　　日（　　）　　時～　　時 |  |
| 令和　　年　　月　　日（　　）　　時～　　時 |  |
| 令和　　年　　月　　日（　　）　　時～　　時 |  |
| 令和　　年　　月　　日（　　）　　時～　　時 |  |

裏面に続く

（講習内容）

当該職種（作業）において安全作業をする上で必要となる次項の科目の細目について、必要なレベル ※3 の最低６時間の講習を行う。

（細目及び確認項目）

「試験科目及びその範囲の細目」の安全衛生及び労働安全衛生法関係法令等

|  |  |
| --- | --- |
|  | **チェック欄** |
| 1 | 板金加工作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 |  |
| (1) | 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 |  |
| (2) | 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 |  |
| (3) | 作業手順 |  |
| (4) | 作業開始時の点検 |  |
| (5) | 板金加工作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 |  |
| (6) | 整理、整頓及び清潔の保持 |  |
| (7) | 事故時等における応急措置及び退避 |  |
| (8) | その他板金加工作業に関する安全及び衛生のために必要な事項 |  |
| 2 | 労働安全衛生法関係法令のうち板金加工作業に関する部分について詳細な知識を有すること。 |  |

※3　必要なレベル（「詳細な」「一般的な」「概略の」）の定義について

　　　　詳　細：確実に、かつ、深く知っていなければならない知識の程度

　　　　一般的：知っていないと作業に支障が生じる知識の程度

　　　　概　略：浅く広く常識として知っておかなければならない知識の程度

「試験科目及びその範囲の細目」の実技作業

|  |  |
| --- | --- |
|  | **チェック欄** |
| 1 | 曲げ板金作業の段取り（展開図の作成を含む。）ができること。 |  |
| 2 | 曲面のある製品の板金作業ができること。 |  |
| 3 | 板金加工用機械（各種せん断用機械、各種折曲げ機、各種ロール機、各種ひずみ取り機、各種人力プレス）の操作及び調整ができること。 |  |
| 4 | 板金製品のひずみ取りができること。 |  |
| 5 | リベット締めにより簡単な板金製品の組立作業ができること。 |  |
| 6 | 板金製品検査及び板金部品検査ができること。 |  |
| 7 | 曲げ板金用器工具の選択、取扱い及び修正ができること。 |  |

上記のとおり確認した。

（判定者）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 資格 |
|  |  |